

請願要旨

平成27年4月1日から新しい地方教育行政法が施行されますが、これは平成23年に大津市で発生した中学校におけるいじめ自殺事件がきっかけになって、60年ぶりの改正となるものです。

大津市長は就任する3ヶ月前に発生したこの事件で、就任1ヶ月後に訴訟の被告となったので、改めて第三者委員会を設置し徹底的に調査し原因究明と今後の対策を検討実施しました。その結果、現在の教育委員会制度が機能不全でありこの制度を廃止すべきであると文部科学大臣に意見具申しています。

改正された新制度では、教育委員長職を任期満了後に廃止し、新教育長に一本化するという微細な改善にとどまりましたが、新制度として首長の招集のもとに「総合教育会議」が設置されることになりました。

旧来の地方教育行政法に基づく教育委員会制度においては、教育行政に関する首長の権限は、極めて限定的でありましたが、この制度により首長の意向が教育行政にもある程度反映でき、それは間接的に首長を選挙で選んだ市民の意向でもありますので、教育の「政治的中立性」を侵すものではなく、また首長が教育の正常化に無関心でこの制度を通して主体性を発揮しないのであれば逆にその責任を問われることになります。

そのような背景を受けて以下2点について請願致します。

- 1 町田市において総合教育会議が円滑に機能し実効ある組織になるよう万全を期して総合教育会議の設置に関する準備を行ない、次年度より速やかに機能するものにしていだきたく要望致します。
- 2 総合教育会議においては、首長と教育委員会が協議・調整をつくし首長が「大綱」を策定することになっていますが、来年が教科書採択年であることに鑑み次の事項を大綱に明記し採択事務の効率化、公正性、透明性をはかって頂きたいと要望致します。
 - ① 教育基本法および学習指導要領を最も遵守した教科書を採択する基本方針や採択基準を大綱に定めること。
 - ② 教科書の調査に当たっては、教育基本法遵守の度合いが容易に判明するように、記述内容を比較し数値化して定量評価を行えるようにすること。
 - ③ 教科書の採択後に採択の理由と、数値化した定量評価を公表できるようにすること。